

◇ 屋外広告物許可申請 手続きの流れ ◇

申請
窓口に持参もしくは郵送で提出してください。 【窓口】杉並区役所本庁舎 西棟4階 【郵送】〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区役所 都市整備部土木管理課占用係 屋外広告物担当 宛
↓
申請手数料算定・審査
新規申請及び変更申請の場合、審査に数日かかります。 また、書類不備・条例の基準を満たしていない等、申請を差し戻す場合がございます。
↓
申請手数料の支払い
【新規申請及び変更申請の場合】 後日、納入通知書を発行いたします。 郵送で受取を希望する場合は、返信用封筒をご用意ください。 【継続申請の場合】 申請時に窓口払い もしくは納入通知書を発行いたします。 ※広告物の内容が前回と同じ場合に限ります。
↓
申請手数料の入金確認（納入通知書で支払う場合のみ）
金融機関で手数料納付後、領収証書を土木管理課占用係宛ファックスしてください。 【FAX】03-3316-2470
↓
許可書及び標識票の交付
申請手数料の入金確認後、1週間～10日程度の日数を要します。 郵送で受取を希望する場合は、返信用封筒をご用意ください。
↓
受け付け完了届・標識票はり付け報告の提出
【広告塔・広告板／アーチ／装飾街路灯の新規申請の場合】 受け付け完了届に、広告物のカラー写真と屋外広告物許可済証（標識票）を貼り付けている状態が確認できる写真を添付してください。 ※窓口持参・郵送提出のいずれでも可 【上記以外】 標識票はり付け報告に、屋外広告物許可済証（標識票）を貼り付けている状態が確認できる写真を添付してください。 ※窓口持参・郵送提出のいずれでも可